

村内体育施設使用申請～使用までの流れ

1. 社会体育施設及び学校体育施設の使用等について

(1) 社会体育施設（村民体育館、野球場等）

屋内プールを除く全ての体育施設は、村民体育館窓口で申請書を記入し、使用料の支払いが完了した後に使用することができます。

屋内プールは、屋内プールの窓口で手続きをして使用してください。

(2) 学校体育施設

団体登録済みの条件を満たす団体のみ、学校体育施設を使用することができます。詳細は各項をご確認ください。

(3) 施設を予約して使用する場合

「団体登録済みの団体」と「登録していない団体、または個人」によって予約の方法、予約の受付可能な時期に違いがあります。各項をご確認のうえ、所定の手続きをするようお願いいたします。

(4) 各種大会、合宿等で使用する場合

事前に該当する施設を予約しなければならないため、日程が決まり次第窓口へご相談ください。

(5) 使用料の減免について

以下の要件を満たす場合は、使用料を減免することができます。

- ・国、公共団体、その他公共的団体が公益を目的として使用する場合
- ・教育委員会が認めた団体が大会等で使用する場合
- ・小学生、中学生若しくは未就学児童、またはそれらの指導目的で使用する場合

ただし、使用する施設によって別に条例が定められているため、減免については申請される際に窓口でご相談ください。

(6) 各体育施設の問合せ窓口

西郷村民体育館窓口 電 話：0248-25-1102 ※プール以外

西郷村民屋内プール 電 話：0248-25-5115

休館日：毎週月曜日（体育館のみ振替あり）

2. 社会体育施設（屋内プール・学校体育施設を除く）予約の方法

事前に団体登録済みの団体は、ネット（西郷村公共施設予約・案内システム）で仮予約をすることができます。

団体登録済みの団体

予約時期	予約の方法	予約可能 件 数
2ヶ月前	・使用する月の2月前の1日からネットで仮予約 ・使用する月の1月前の1日に抽選結果が通知されます。 例：6月に使用したい場合→4月1日から予約可 ※抽選結果を5月1日にメールで通知	各体育施設 最大5件 （抽選）
1ヶ月前	・使用する月の1月前の10日からネットで仮予約 例：6月に使用したい場合→5月10日から予約可	制限なし （先着順）

※仮予約後は村民体育館窓口に申請書を提出し、本予約を行ってください。

団体登録していない団体、または個人

予約時期	予約の方法	予約可能 件 数
1ヶ月前	・使用する月の1月前の10日から <u>村民体育館窓口</u> で申請 例：6月に使用したい場合→5月10日から申請可	制限なし （先着順）

各種大会・合宿等

予約時期	予約の方法
3ヶ月 以上前	・日程が確定した段階で村民体育館窓口にご相談してください。 ※施設の使用状況等により予約できない場合があります。

※当日利用する場合は、当日施設に空きがある場合のみ利用可

※ネット予約は事前に団体登録をした団体のみ利用可

※学校体育施設は、ネットで予約はできません。

3. 団体登録、ネット予約の方法

- ① 団体登録に係る以下の書類を生涯学習課へ提出する。 ※メール提出可
 - ・ 村内体育施設使用団体登録申請書
 - ・ 村内体育施設使用団体登録名簿※電子データは、村ホームページ内「村内体育施設を利用するとき」より、ダウンロードしてご利用ください。
- ② 生涯学習課から申請者へ承認書、パスワード等を郵送
- ③ 予約システムにアクセスし、仮予約し、その後体育館窓口で本予約する。
※予約システム操作方法是、別紙「体育施設予約システム操作マニュアル」をご確認ください。

4. 団体登録の要件

団体登録には以下の要件が必要になります。

- (1) 社会体育施設を使用する団体
5名以上の団体
- (2) 学校体育施設を使用する団体
村内在住、もしくは村内に通勤通学する者が5名以上所属している団体

5. 学校体育施設の予約方法

使用する2か月前に村民体育館窓口へ仮予約の申請をしてください。仮予約は1団体につき1体育施設最大5件まで。

学校体育施設の仮予約可能時間につきましては、平日は午後7時以降（7時前の時間は仮予約対象外）となりますのでご注意ください。

6. 学校体育施設の抽選及び本申請方法、利用の調整について

2か月前に村民体育館窓口へ申請書を提出した後は、使用する1ヶ月前の1日の午後7時から仮予約の重複調整を行いますので、各使用団体の代表者は必ず村民体育館にお集まりください（代理人による出席も可）。

この際、出席いただけない団体の予約は取り消される場合がありますのでご注意ください。

重複した場合は、使用団体同士による話し合いでの調整を基本としていますが、それで決定しない場合は抽選を行います。決定した仮予約については、各学校の窓口まで本申請を行ってください。

7. 上記6の手続き（仮予約）後、空いている学校体育施設の申請方法

使用する月の前月10日から、空いている日及び時間については、回数に制限なく予約をすることができます。

予約する際は、村民体育館窓口で希望日が重複していないか確認をした後、各学校の窓口にて申請してください。

10日以降の最新の予約状況については、各学校の窓口にて確認してください。

また、各団体と使用希望日が重複した場合や、使用日を譲ってほしい等、調整が必要な場合は、団体間において協議してください。半面ずつ使用する、使用時間を調整する等、譲り合いトラブルの無いよう使用してください。

8. 各体育施設の使用・料金の支払いについて

上記の手順による予約に沿って、使用・料金をお支払いください（前納）。

なお、使用する施設（社会体育施設or学校体育施設）により、支払い方法が別になります。

- ・ 社会体育施設 → 体育館窓口
- ・ 学校体育施設 → 金融機関窓口（銀行）

無断キャンセル等、マナーを守っていただけない団体については、以後の予約を受け付けない場合もありますのでご注意ください。

9. 学校体育施設の申請及び利用上の注意点

- (1) 学校体育施設の利用につきましては、学校行事等で使用できない場合がありますので、各学校に使用可能日を問い合わせの上、お申込みください。
- (2) 部活動やスポーツ少年団等の学校の一環として活動している団体は、一般使用よりも優先されますのでご了承ください。
- (3) 学校体育施設は管理人からカギを借りて使用します。使用後は速やかにカギを返却してください。
また、管理人に当月分の利用スケジュールを送付する関係上、利用申請は必ず、利用する月の前月中に各学校へ申請してください。

全ての社会体育施設及び学校体育施設は、村の行事や改修工事、共催・後援事業が他の一般利用よりも優先されますのでご了承ください。
--